

# 電子公告調査サービス利用規約

2005年7月1日制定、2020年5月1日最終改訂

電子公告調査株式会社

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本規約は、電子公告調査株式会社（以下「当社」という。）が提供する「電子公告調査サービス」及び「電子公告実施安心サポート（法律情報提供サービス）」（この2つのサービスを総称して「本サービス」という。）に関し、当社と電子公告調査サービスを申し込む者（以下「お客様」という。）及び電子公告を実施する会社または法人（以下「調査委託者」という。）との間における一切の關係に適用されます。

### 第2条（用語の定義）

本規約において、用語の定義は、「民法（明治29年法律第89号）」、「会社法（平成17年法律第86号）」及び「電子公告規則（平成18年法務省令第14号）」の定義に従うものとします。

### 第3条（サービスの定義）

電子公告調査サービスとは、会社法第941条に定める調査機関として、電子公告調査を行い、その結果を調査結果通知として提供するものです。

- 「電子公告実施安心サポート（法律情報提供サービス）」とは、電子公告制度の導入及び実施に関し、各種法律情報などの支援情報を提供するものです。「電子公告実施安心サポート（法律情報提供サービス）」は、当社が別途定める「電子公告実施安心サポート提供規約」に従います。

### 第4条（サービス品質保証制度）

当社は、電子公告調査サービスについて、別途定める「サービス品質保証制度（Service Level Agreement, 【通称：SLA】）」に基づき、サービスの品質を保証します。

### 第5条（受付時間）

当社の受付時間は、平日の9時から17時までとします。ただし、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」に規定する休日、当社夏期休暇期間（当社ホームページにて事前に告知します。）及び当社年末年始期間である12月29日から翌年の1月5日までの日（以下「当社休業日」という。）は除くものとします。

- 前項の規定にかかわらず、当社本店、支店、営業所及び事務所の所在地において台風、異常気象等による公共交通機関の計画運休が予定されている場合、巨大地震等の天災の発生、新型インフルエンザ等感染症の蔓延のおそれがある場合及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」に基づく「緊急事態宣言」がなされた場合は、その所在地において、臨時に休業し、または受付時間を変更することがあります。この場合は、当社ホームページにてその旨を事前に告知します。

- 3 本規約中、当社営業日は、前二項で定める当社休業日の日数を算入しないで計算するものとします。

## **第6条（規約の変更）**

当社は、本規約の改訂の必要が生じた場合には、当社ホームページで公開し、担当者登録（第7条第1項に基づく担当者登録）をした者にメールにて通知します。

- 2 前項の規定にかかわらず当社は、担当者登録をした者に通知することなく、本規約を改訂することがあります。その場合は、改訂後の本規約は、当社ホームページに掲載した時点から効力を有するものとします。

## **第2章 担当者登録、サービス申込及び契約の成立、解約等**

### **第7条（担当者登録）**

お客様は、電子公告調査サービスの申込の前に、当社ホームページに掲載の「電子公告調査サービス担当者登録書」に必要事項を記載または記録し、担当者登録をしなければなりません。（以下、「担当者登録」という。）

- 2 当社は、前項の担当者登録書を受領した際は、その内容を審査し、すみやかにお客様に ID 及びパスワードを発行し、書面またはメールにより通知します。
- 3 本条の担当者登録は、その登録日から3年を経過する日までの間において、第9条の申込がない場合は、その登録を抹消することがあります。

### **第8条（ID及びパスワードの管理）**

前条第2項の規定による ID 及びパスワードの提供を受けたお客様及びその監督者は、その利用及び管理に関して、一切の責任を負うものとします。

- 2 ID 及びパスワードの不正使用に関しては、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 3 ID 及びパスワードによる本サービスの利用は、当社より ID 及びパスワードの提供を受けた者による利用とみなします。

### **第9条（申込）**

お客様は、インターネットホームページによる当社申込サイトを利用して電子公告調査サービスを申込まなければなりません。

- 2 お客様はその属する会社または法人について申込をすることができます。
- 3 また、お客様は代理人として、その属する会社または法人の親会社、子会社及びグループ会社について申込することができます。この場合、お客様は、申込をする会社または法人から代理権限を有していなければなりません。この場合、委任状は不要とします。
- 4 お客様が弁護士、弁護士法人、司法書士及び司法書士法人である場合は、調査委託者（電子公告を実施する会社または法人）の代理人として申込をすることができます。この場合、委任状は不要とします。

## 第 10 条（電子公告調査必要事項）

前条第 1 項の申込は、調査委託者（電子公告を実施する会社または法人）について以下の各号に定める事項（以下、「電子公告調査必要事項」という。）を明らかにして、公告期間の始期の当社 4 営業日前までに行わなければなりません。

- 一 氏名又は商号若しくは名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在場所及び代表者の氏名（当該代表者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及びその職務を行うべき者の氏名）
- 二 登記アドレス
- 三 電子公告調査の求めに係る電子公告についての事項であって、次に掲げるもの
  - イ 公告アドレス（「http://」または「https://」で始まり、「.pdf」で終わるアドレスでなければなりません。）
  - ロ 公告期間
  - ハ 公告しようとする内容である情報（公告情報）
  - ニ 公告すべき内容を規定した法令の条項（公告根拠条項）
- 2 前項第 3 号ハの「公告情報」は、PDF ファイル（ISO 32000）であって、以下の各号の文字列を用いたファイル名称の電磁的記録（電子ファイル）でなければなりません。
  - 一 半角アルファベット文字（大文字、小文字）
  - 二 半角のアラビア数字（0～9）
  - 三 半角のアンダーバー（\_）
  - 四 半角ハイフン（-）
  - 五 pdf の前でのみ、半角ピリオド（.）すなわち「.pdf」で終わることとします。
- 3 公告アドレスへの公告情報の掲載は、原則として公告期間の始期の当社前営業日の 16 時までに行わなければなりません。
- 4 登記アドレスと公告アドレスが異なる場合には、公開時において登記アドレスから公告アドレスまでリンクでつながっていること及び公告アドレスがブラウザ上に表示されていなければなりません。

## 第 11 条（契約の成立、解約）

第 9 条第 1 項の申込に対し、当社において電子公告調査必要事項が適切であると判断した場合は、「電子公告調査受付通知書」を発行するものとし、その発行のときに契約が成立するものとし、

- 2 契約が成立した後、公告期間の始期の当社前営業日の第 5 条に定める受付時間までは、第 14 条第 1 項の料金は不要で解約できることとします。この受付時刻を過ぎた後は解約できないものとし、契約内容における公告期間に応じて、第 14 条第 1 項の料金が発生するものとし、
- 3 公告期間の始期の当社前営業日の正午以降に解約の申し入れがなされた場合、法務省電子公告システム（<http://e-koukoku.go.jp>）において、電子公告の概要が掲載される場合があります。その場合、当社は一切の責任を負わないものとし、

## 第 12 条（申込の拒絶）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 9 条第 1 項の申込を拒絶することがあります。

- 一 電子公告調査必要事項が不足している場合
- 二 第 16 条第 1 項本文及び各号のいずれかに該当する場合
- 三 会社法第 946 条第 1 項に規定する正当な理由がある場合
- 四 会社法第 947 条に規定する電子公告調査を行うことができない場合

## 第 13 条（申込後の変更）

電子公告調査必要事項を変更する場合は、公告期間の始期の当社 3 営業日前の正午までに行うよう努めなければなりません。

- 2 公告期間の始期の当社 3 営業日前の正午以降に電子公告調査必要事項に定める事項について変更された場合は、法務省電子公告システム（<http://e-koukoku.go.jp>）において、変更前の申込内容に基づき電子公告の概要が掲載される場合があります。その場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

## 第 3 章 料金

### 第 14 条（料金）

電子公告調査サービスの料金は、別紙記載のとおりとします。

- 2 担当者登録及び電子公告実施安心サポート（法律情報提供サービス）は無償とします。

### 第 15 条（料金の支払）

当社は、電子公告調査の調査結果通知をした後、すみやかに、お客様宛に前条第 1 項に定める金額を記載した請求書を発行します。

- 2 前項の請求書による料金の支払期限は、電子公告調査の調査結果通知をした日の翌月末日とします。ただし、この支払期限日が金融機関の休業日にあたる場合は、その金融機関の前営業日とします。
- 3 お客様が、証券取引所の債務超過による上場廃止に係る猶予期間入りに該当またはこれに準ずる場合は、当社は電子公告調査の公告期間の始期の 2 日前までを支払期限として支払いを求めることがあります。この場合、支払期限までに支払いがない場合は、申込を拒絶し、お客様に損害が生じても、当社はこれを一切賠償しないものとします。
- 4 お客様が、本条第 2 項の支払期限を経過してもなお支払いがない場合は、支払期限の翌日から支払いの日までの期間について、年 14.6%の割合（年 365 日の日割計算）で計算して得た額を延滞利息として支払うこととします。
- 5 料金及び延滞利息の支払方法は、当社が指定する金融機関の預金口座への振込によるものとし、振込手数料はお客様の負担とします。

## 第4章 電子公告及び電子公告調査の実施、調査結果通知

### 第16条（申込内容の正確性）

お客様は、調査委託者について電子公告調査必要事項を正確に記載又は記録するものとします。

- 2 当社は、電子公告調査必要事項に従い電子公告調査を実施することとし、これらの電子公告調査必要事項の記載又は記録の過誤による責任は一切負わないこととします。

### 第17条（電子公告、電子公告調査の実施）

お客様及び調査委託者は、民法、会社法及び電子公告規則等の法令の規定に従って、電子公告を実施しなければなりません。

- 2 当社は、民法、会社法及び電子公告規則に従って、電子公告調査を行います。

### 第18条（電子公告、電子公告調査の実施の協力義務）

当社、お客様及び調査委託者は、電子公告の実施及び電子公告調査の実施に関し、相互に協力しあうものとします。

### 第19条（電子公告調査の調査結果通知）

当社は、公告期間満了後すみやかに、お客様の選択に従い、PDFファイル（電子署名付）又は書面による「調査結果通知」を交付します。

## 第5章 企業機密情報及び個人情報等

### 第20条（企業機密情報）

当社は、企業機密情報について厳に機密を保持し、お客様の文書による事前の承諾なくして、社内外を問わず、当社の電子公告の調査等に直接従事している者以外の者に対して、これを開示又は漏洩いたしません。また、企業機密情報を自らもしくは第三者の利益のために、または本サービスの目的以外に使用しません。これらの情報を保護するため、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001, JIS Q 27001, ISMS）を構築、運用し、その認証を受けることとします。

- 2 企業機密情報とは次の各号のいずれかに該当する情報をいいます。
  - 一 担当者登録及び第9条の申込により知り得た情報のうち、金融商品取引法第166条第1項に規定する「上場会社等に係る業務等に関する重要事実」に該当する情報
  - 二 その他、お客様が特に本サービスにおいて指定した情報
- 3 以下各号のいずれかに該当する時点で企業機密情報から除外されるものとします。
  - 一 公告情報が公告サーバで閲覧に供されたとき。
  - 二 法務省電子公告システム（<http://e-koukoku.go.jp>）のホームページにより、公告情報の概要が掲載されたとき。
  - 三 金融商品取引所の適時開示情報閲覧サービス等により、公表されたとき。
  - 四 金融商品取引法第166条第4項の公表の措置がされたとき。
  - 五 その他当社の責に帰すことのできない事由により公知となったとき。
- 4 当社は、電子公告調査サービスにおいて、必要最小限の範囲の従業員、取締役、監査役に限定し

て企業機密情報を開示します。

5 当社は、前項に掲げる者に対して、秘密保持義務を遵守させます。

## 第 21 条（個人情報）

当社は、別途定める「個人情報保護方針」に基づき、お客様及び調査委託者の個人情報（以下「個人情報」という。）を適切に取り扱うものとします。これらの情報を保護するため、個人情報マネジメントシステム（JIS Q 15001、通称「プライバシーマーク制度」）を構築、運用し、その認定を受けることとします。

2 個人情報の利用目的は次の各号のとおりとします。

- 一 電子公告調査を行うにあたり必要な担当者登録手続のため
- 二 連絡、対応管理、結果通知及びサービス案内等の送付のため
- 三 その他、お客様から同意を得た範囲内で利用すること。

3 個人情報について、利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止に対応いたします。

## 第 22 条（秘密情報保持誓約）

当社は、前二条の情報保護の重要性を認識し、遵守事項を明確にするため、お客様からの請求により当社規定の「秘密情報保持誓約書」を提出することとします。

## 第 6 章 一般条項

### 第 23 条（反社会的勢力の排除）

当社、お客様及び調査委託者は、電子公告調査サービスの担当者登録以後、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。

- 一 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 二 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 三 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- 四 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 五 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 当社、お客様及び調査委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約することとします。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

四 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

3 当社、お客様または調査委託者が、本条第1項に該当または確約に違反した場合、あるいは第2項の確約に違反した場合、またはその恐れがあると判明した場合には、電子公告調査の期間中であっても、相手方は何らの催告なしに本規約に基づく契約を解除することができるものとします。

4 前項により当社が解除を行った場合、当社が被った損害につき、お客様に対し損害賠償を請求することができるものとします。

5 本条第3項により当社が解除を行った場合、お客様に損害が生じても、当社はこれを一切賠償しないものとします。

#### **第24条（サービスの一時的な中断）**

電子公告調査サービスは、次の各号に該当する場合には、お客様に事前に連絡することなく、一時的に中断する場合があります。

一 当社のサーバ等のシステムの保守を定期的もしくは緊急に行う場合。

二 火災、停電、地震、洪水、台風、伝染病、戦争、動乱、騒乱、労働争議、法令の改正または廃止、国際情勢等その他の不可抗力による場合。

三 その他、運営上、技術上の理由により、やむを得ない場合。

#### **第25条（禁止行為）**

当社は、お客様の利益及び権利を保護し、有益なサービスを提供するために、本サービスを提供する際に、次の各号に該当する行為を禁止させていただきます。

一 公序良俗、法令に違反する行為を目的とした利用。

二 犯罪的行為に結びつく行為。

三 第三者の著作権を侵害する行為。

四 第三者の財産、プライバシーを侵害する行為。

五 第三者に不利益を与える行為。

六 第三者を誹謗中傷する行為。

七 当社のサービス業務の運営又は維持を妨げる行為。

八 お申込時の目的と異なる目的での利用。

#### **第26条（損害賠償）**

当社は、本サービスの提供により発生した問題に対し、次の各号に定めるとおり対処するものとします。

一 お客様、調査委託者の損害及び不利益

当社は、電子公告調査サービスに関し、当社の故意又は過失により発生した損害又は不利益について、損害賠償をする義務を負うものとします。

当社は、「電子公告実施安心サポート（法律情報提供サービス）」の提供に関しては、損害賠償をする義務を負わないものとします。

当社がお客様、調査委託者に損害賠償責任を負う場合、賠償額の総額は、第14条に基づきお客様が当社に支払う料金のうち、当該料金の総額を上限とするものとします。

## 二 第三者の損害及び不利益

当社は、本サービスの提供により、お客様または調査委託者が株主及び会社債権者等の第三者（以下「第三者」という。）に与えた損害及び不利益に対し、いかなる責任も負わないものとし、お客様または調査委託者が第三者に損害又は不利益を与えた場合は、お客様及び調査委託者の責任と費用をもって解決し、当社に損害をあたえることがないものとします。

## 第27条（合意管轄）

本規約に関し訴訟提起の必要が生じた場合は、お客様の住所（弁護士、司法書士の場合は事務所の所在場所）、本店若しくは主たる事務所の所在場所の都道府県が、静岡県、長野県、富山県を含み地理上東側にある場合は東京簡易裁判所または東京地方裁判所を、愛知県、岐阜県、石川県を含み地理上西側にある場合は大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

## 第28条（準拠法）

本規約は、日本国の法律に準拠し、解釈及び履行されるものとします。

## 改定履歴

2005年7月1日制定

2020年5月1日最終改訂



## 1. 料金

(1) 公告1件(※)につき、以下の料金とします。

なお、調査結果通知書発行日(調査終了日の翌営業日)現在の消費税及び地費税を別途お預かりいたします。

電子公告の期間	サービス料金(消費税及び地方消費税別)
20日以下	125,000円
21日以上 2ヶ月未満	150,000円
2ヶ月以上 4ヶ月未満	180,000円
4ヶ月以上 6ヶ月未満	210,000円
6ヶ月以上の場合	別途、ご相談ください。

※ 次の(a)から(e)のうち1つ以上異なる場合は別件扱いとします。

- (a) 商号または名称、
- (b) 法令の条項、
- (c) 公告アドレス(公告が実際に掲載されているホームページのアドレス)、
- (d) 公告調査期間(開始日及び終了日)、
- (e) 会社または法人の本店又は主たる事務所の所在場所

(2) 上記(1)の料金には、公告期間中の電子公告調査、「電子公告調査結果通知書」の発行、追加公告を実施した場合の手續及び当社から法務大臣への報告(「法務省電子公告システム」に掲載される公告概要申請)が含まれています。別途料金が発生することはありません。

(3) 官報セット同時割引

独立行政法人国立印刷局選定の官報取次店であり、官報取次と電子公告調査サービスを同時に申し込まれた場合、上記(1)の料金より1件につき3,000円を割引きます。

本割引の条件として、官報公告の掲載会社(会社法に定める会社に限る)と電子公告の掲載会社が同一であり、公告すべき法令根拠条文が同一であるものとします。

## 2. 電子公告調査結果通知書の再発行

再発行料金は、公告調査期間満了後1年間は無償です。

その後は、1件につき10,000円(郵送料金込み、消費税及び地方消費税別)とします。

以上